

藤沢市非常勤職員の報酬等に関する条例等の一部改正について  
藤沢市非常勤職員の報酬等に関する条例等の一部を次のように改正する。

2026年（令和8年）2月12日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

藤沢市非常勤職員の報酬等に関する条例等の一部を改正する条例  
（藤沢市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部改正）

第1条 藤沢市非常勤職員の報酬等に関する条例（昭和31年藤沢市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第7条第3項中「100分の114（医療職報酬表（1）の適用を受けるものにあつては、100分の116）」を「100分の116」に改める。

第11条第1項中「生理休暇」を「健康管理休暇」に改める。

第12条第1項中「100分の114（医療職報酬表（1）の適用を受けるものにあつては、100分の116）」を「100分の116」に改め、「得た額」の次に「及び第8条の規定による報酬の加算の合計額」を加える。

第19条第4項第2号中「次表に掲げる区分に応じた」を「3,335円を超えない範囲内で自動車等の使用距離区分に応じて規則で定める」に改め、同号の表を削り、同条第5項中「前項」を「第4項から第6項まで」に改め、同項を第7項とし、第4項の次に次の2項を加える。

5 前項第2号又は第3号に掲げる者で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。第1号において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（規則で定める職員を除く。）の通勤費用の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤費用の区分に応じ、1月につき、当該各号に定める額とする。

(1) 駐車場等に係る通勤費用 250円を超えない範囲内で規則で定める額に

当該月に通勤した実日数（実日数が20日を超える場合は、20日）を乗じて得た額

(2) 前号に掲げる通勤費用以外の通勤費用 前項第2号又は第3号の規定による額

6 第4項第1号及び第2号並びに前項第1号に定める額の合計額が150,000円を超える第7条第1項ただし書各号に規定する者の通勤費用の額は、前2項の規定にかかわらず、150,000円とする。

（藤沢市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正）

第2条 藤沢市常勤の特別職職員の給与に関する条例（昭和32年藤沢市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の14」を「100分の16」に改める。

（藤沢市一般職員の給与に関する条例の一部改正）

第3条 藤沢市一般職員の給与に関する条例（昭和26年藤沢市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の14」を「100分の16」に改め、同条第3項を削る。

第9条第3項第2号中「次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額（交通用具として主に自転車を使用する職員にあつては当該額に300円を加えて得た額）」を「66,700円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて規則で定める額」に改め、同号アからスまでを削り、同条中第7項を第9項とし、第6項を第8項とし、第5項を第7項とし、同条第4項第1号ただし書中「ただし、」の次に「育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、1月当たりの平均通勤所要回数が21回に満たない職員に支給するものにあつては、」を加え、「通勤21回分（交替制等の勤務に従事する職員にあつては、平均1月当たりの通勤所要回数分）」を「1月当たりの平均通勤所要回数分」に改め、同項を第6項とし、同条第3項の次に次の2項を加える。

4 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。第1号において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、

次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当 5,000円を超えない範囲内で1月当たりの  
駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額とその者の支給対象期  
間の月数を乗じて得た額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

5 運賃相当額をその支給対象期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第3項第2号に定める額をその支給対象期間の月数で除して得た額及び前項第1号に定める額をその支給対象期間の月数で除して得た額の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、第3項及び前項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給対象期間のうち最も長い支給対象期間につき、150,000円に当該支給対象期間の月数を乗じて得た額とする。

第11条中「生理休暇」を「健康管理休暇」に改める。

第15条中「及びこれに対する地域手当の月額」を「、これに対する地域手当の月額及び初任給調整手当の月額」に改める。

別表第6等級別基準職務表1行政職給料表(1)等級別基準職務表7級の項第1号中「（道路下水道部に置かれる担当部長を除く。）」を削り、同項第9号を次のように改める。

(9) 監査事務局長の職務

別表第6等級別基準職務表1行政職給料表(1)等級別基準職務表8級の項第1号中「又は道路下水道部に置かれる担当部長」を削り、同項第4号を削り、同項第5号を同項第4号とする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

## 提案理由

この条例を提出したのは、国家公務員の給与に関する人事院からの勧告を考慮し、本市の一般職の職員の給与等の改定措置等を講じ、及び地域の民間賃金の状況を鑑み、特別職の職員の地域手当を引き上げることとしたため、所要の改正をする必要による。